

収穫調査委託契約書(案)

1. 調査名、委託予定数量、委託単価、委託予定金額及び調査場所

調査名 (森林管理署等名)	委託 予定数量	委託 単価	委託予定金額	調査場所
令和8年度 根釧西部森林管 理署収穫調査業 務委託7号	200.46ha		委託金額 _____ 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 _____ 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注)()の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 調査期間

自 契約締結日の翌日
至 令和 9 年 2 月 26 日

3. 契約保証金 免 除

4. 特約事項

特記仕様書のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 根釧西部森林管理署長 藤本 達之(以下「甲」という。)と、受託者(以下「乙」という。)とは、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している収穫調査委託契約約款(本調査の公告日現在)によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

委託者(甲) 釧路市千歳町6-11
分任支出負担行為担当官
根釧西部森林管理署長 藤本 達之

受託者(乙)

調 査 内 訳 書

森 林 管 理 署 等	調 査 場 所		予 定 面 積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備 考
	国 有 林	林小班						
根釧西部	鶴居	81ほ	8.50	392	列状間伐	25	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	81と	14.38	506	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	81ち	1.00	30	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	81ち1	10.04	330	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	81る	12.37	920	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	81わ	2.00	180	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	81か	10.95	318	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	81か1	8.78	373	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	82へ	17.00	1,151	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	82と	10.84	555	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	82ち	12.09	609	列状間伐	25	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	82り	10.71	451	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	82ぬ	7.95	516	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	82る	3.53	191	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	82わ	1.09	45	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	82つ	5.08	301	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	82ね	0.77	26	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	82な	11.06	462	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区
根釧西部	鶴居	82ら	13.08	551	列状間伐	33	標準地 (本数)	樹木採取区

調 査 内 訳 書

森 林 管 理 署 等	調 査 場 所		予 定 面 積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備 考
	国 有 林	林小班						
根釧西部	庶路	1118ろ	5.00	558	列状間伐	33	標準地 (本数)	
根釧西部	庶路	1119ろ1	34.24	3,230	帯状間伐	25	標準地 (本数)	4 × 12m
合計		21箇所	200.46	11,695				

別紙 3

特記仕様書

収穫調査の実施にあたっては、「北海道森林管理局収穫調査規程」及び「北海道森林管理局収穫調査規程の運用について」によるほか、以下の定めによるものとする。

1 狩猟期間中の安全対策について

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署が定める銃猟安全対策に従うこと。

なお、林道等入口付近及び事業地の前後等の視認しやすい場所に「発砲禁止」ののぼり（規格：のぼり 0.45×1.5m以上、ポール伸縮 3m程度）を 3 本設置すること。

また、市町村から森林管理（支）署に対し、市町村が実施主体となつて行う有害鳥獣捕獲について、事業地を含む周辺国有林において、土・日曜日、祝日、年末年始での可猟要請がなされた場合は、事前に森林管理（支）署・市町村・受託者の三者により協定を締結し日時を限定して可猟とする場合があるので協議に応じること。

2 多様な森づくりについて

調査実行中において、現地で除外区域が明確でない場合は、林況に関する状況について監督職員等に適宜情報共有すること。

3 選木について

立木販売の定性間伐調査においては、広葉樹胸高直径 3 4 cm 上を保残するので調査対象木から除外すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を監督職員等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受託者が行う。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意する。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに監督職員等へ報告する。
- (3) 無人航空機の回収は、受託者の責任において行う。
- (4) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わない。
また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図る。

5 ナラ枯れ被害の対応について

ナラ枯れの被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は、原則、調査対象としないこと。また被害木及び被害木と推定されるものを発見した場合は、その立木にテープ等で標示するとともに、位置情報を速やかに監督職員へ報告すること。

6 再調査箇所の留意事項について

下記の林小班は令和5年度に収穫調査が行われ、その際に使用したテープ類が現地に残っていることから、誤伐防止のため極力以下の通り対応すること。

- (1) 収測点テープを標示しなおす際は、古い収測点テープをはがすこと。
- (2) 調査木のナンバーテープは可能な限り前回使用した色から変更すること。やむをえず同色のテープを使用する場合はアルファベットを変更すること。
- (3) 列状間伐において伐採列を変更する場合は、前回の伐採列の標示テープをはがすこと。
- (4) 帯状間伐において伐採帯を変更する場合は、誤伐防止のため可能な限り前回の伐採帯の標示テープをはがすこと。

再調査箇所の情報			
国有林	林小班	収測点 テープ	ナンバーテープ
庶路	1118 ろ	6～11	白 B、桃 A～D、 黄(アルファベット無)、黄 A・B・D、緑 A～D
庶路	1119 る 1	37～42 44～54	白(アルファベット無)、桃 A～C・E～H・J、 黄(アルファベット無)、黄 A～C・E～H・J、 緑 E

7 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議すること。

別紙 4

別紙様式13

收穫調查業務委託內容表

- 1 委託調査の区域（林小班名又は区域を示した図面）
- 2 委託調査の林小班別面積及び合計面積
- 3 施業方法
- 4 業務の内容

別紙のとおり

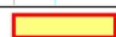
別紙調査内訳書のとおり

[illegible]

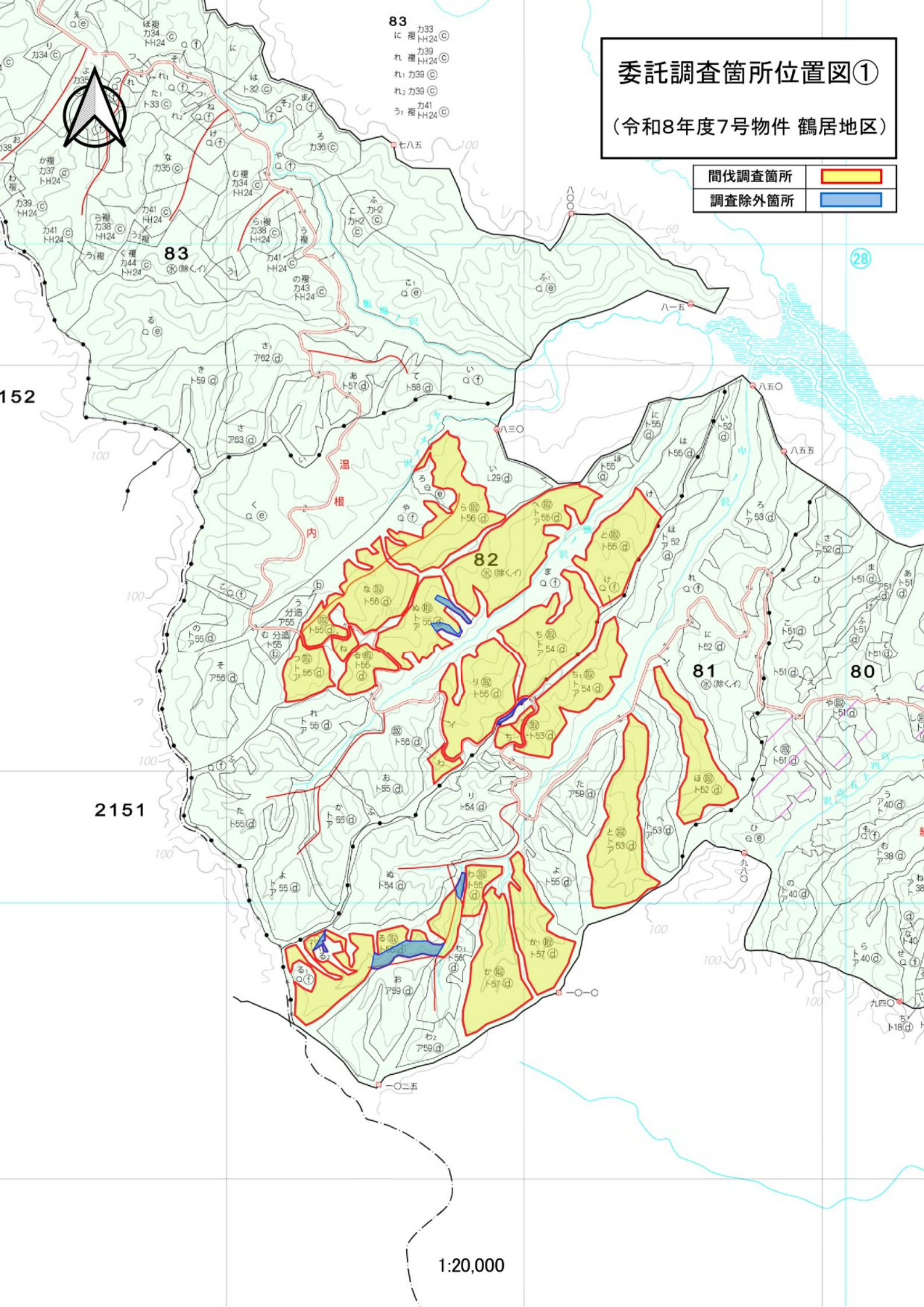
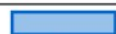
委託調査箇所位置図①

(令和8年度7号物件 鶴居地区)

間伐調査箇所



調査除外箇所



1:20,000



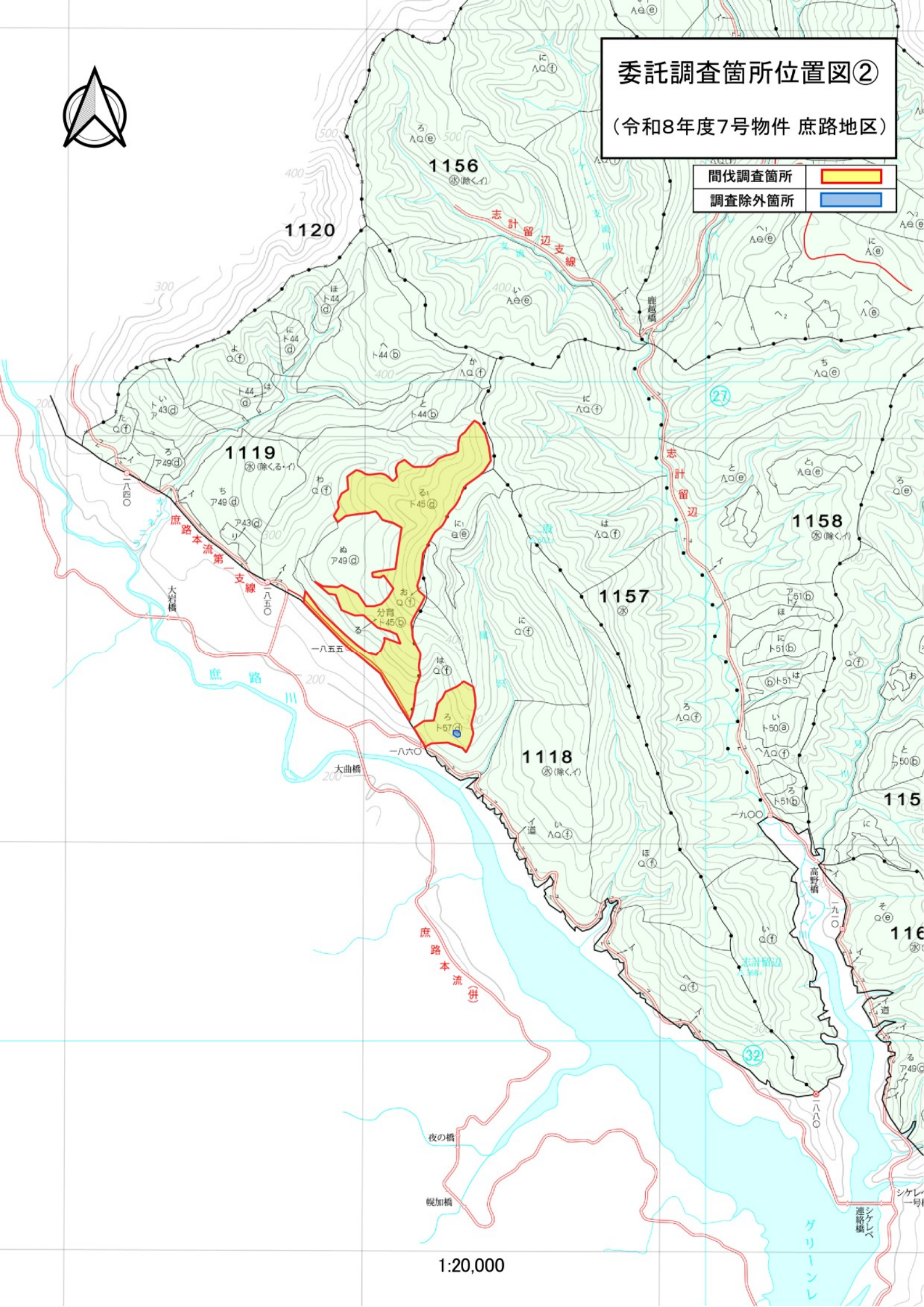
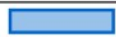
委託調査箇所位置図②

(令和8年度7号物件 庶路地区)

間伐調査箇所



調査除外箇所

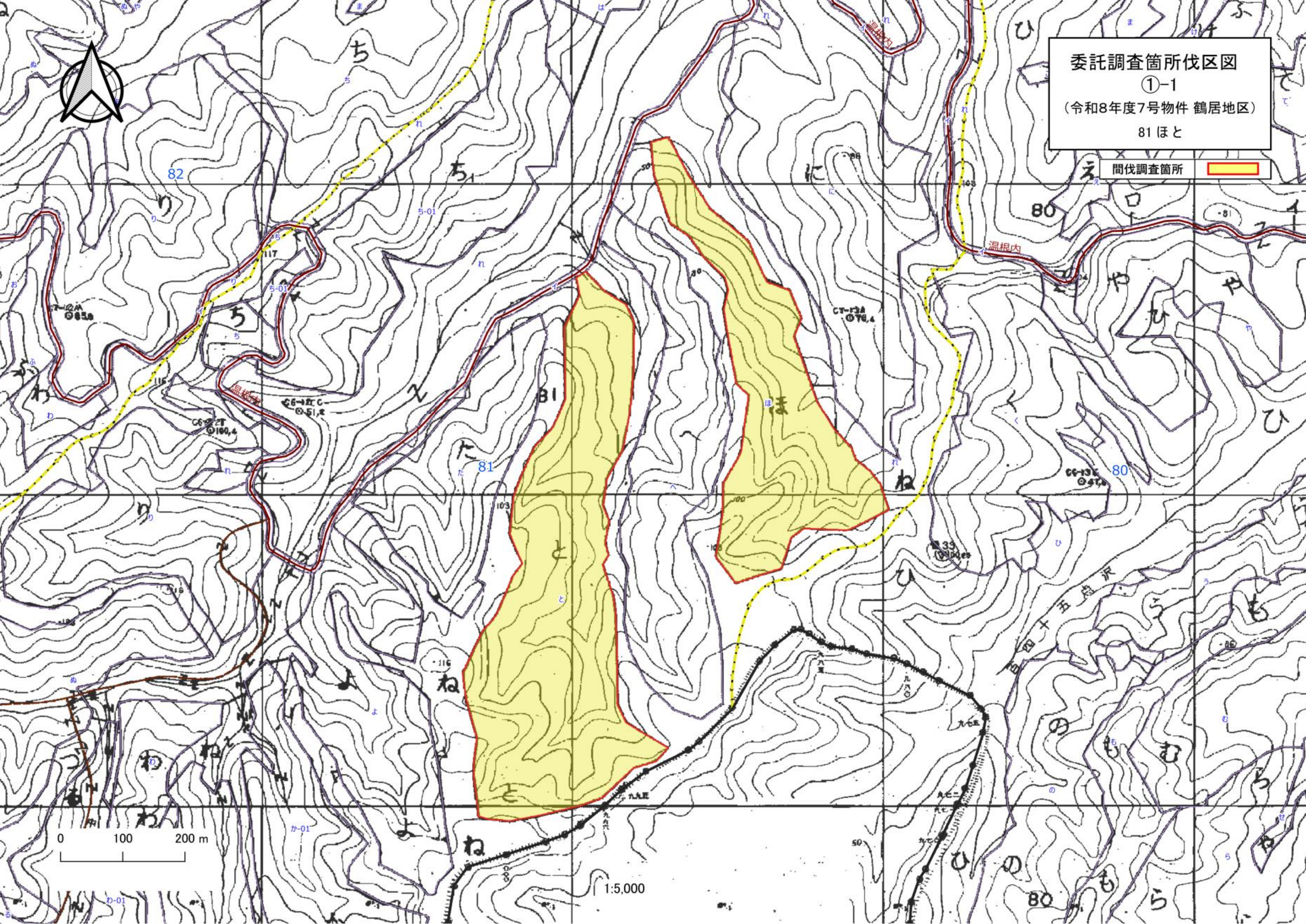


1:20,000



委託調査箇所伐区図
①-1
(令和8年度7号物件 鶴居地区)
81 ほと

間伐調査箇所



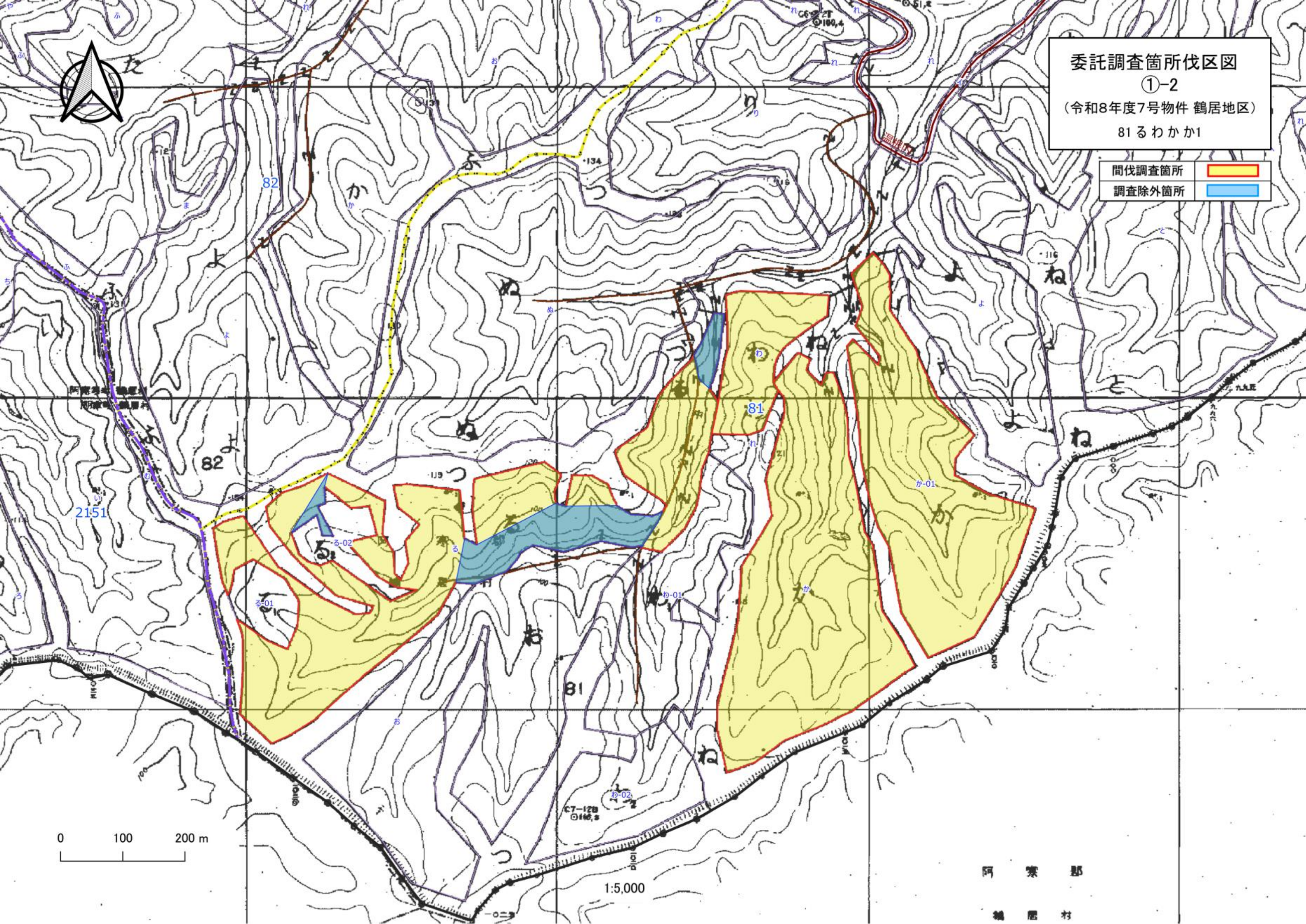
0 100 200 m

1:5,000



委託調査箇所伐区図
①-2
(令和8年度7号物件 鶴居地区)
81るわかか1

間伐調査箇所	
調査除外箇所	

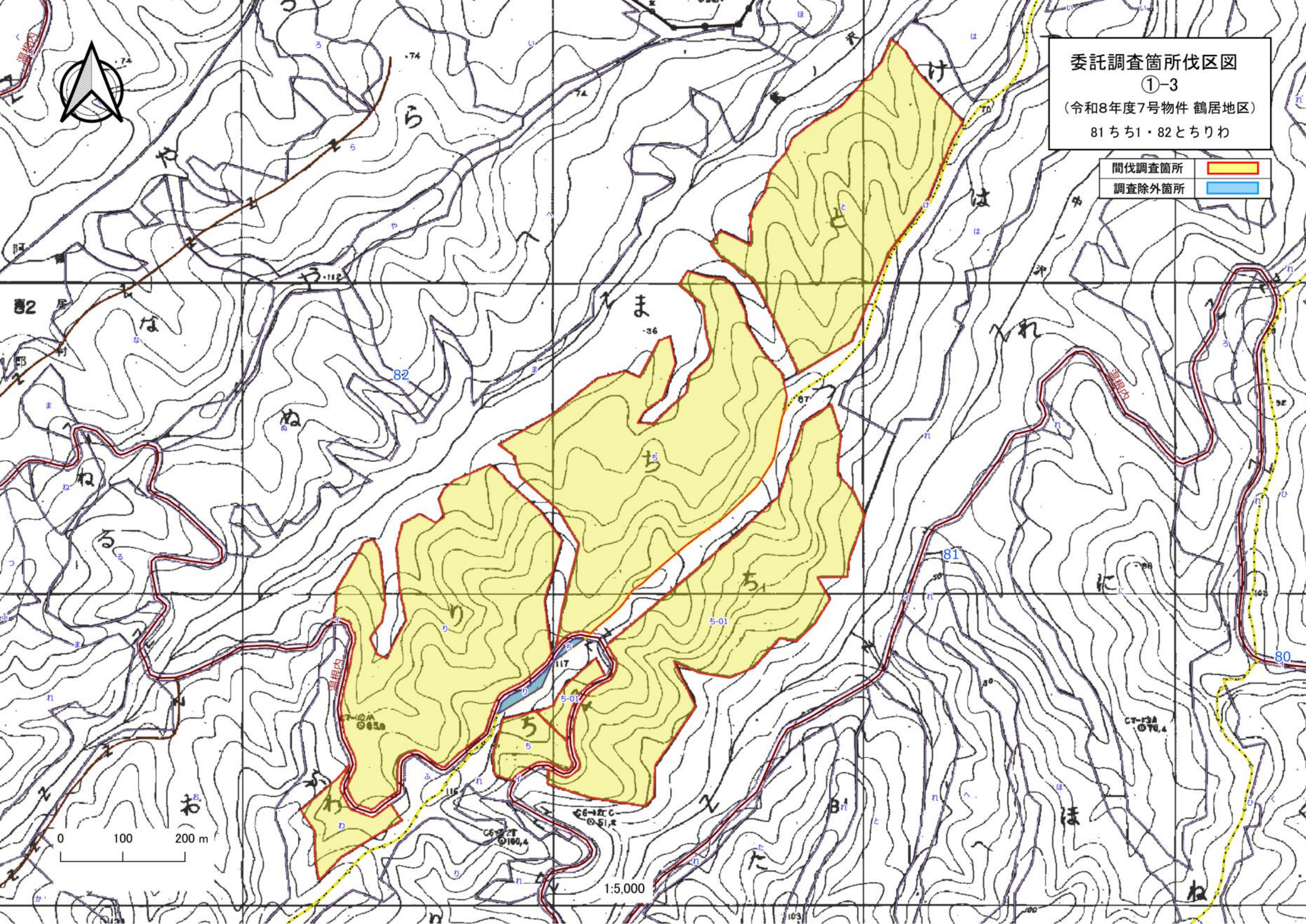


0 100 200 m

1:5,000

阿 索 郡

鶴 居 村



委託調査箇所伐区図

①-3

(令和8年度7号物件 鶴居地区)

81 ちち1・82とちりわ

間伐調査箇所



調査除外箇所



1:5,000

委託調査箇所伐区図

①-4

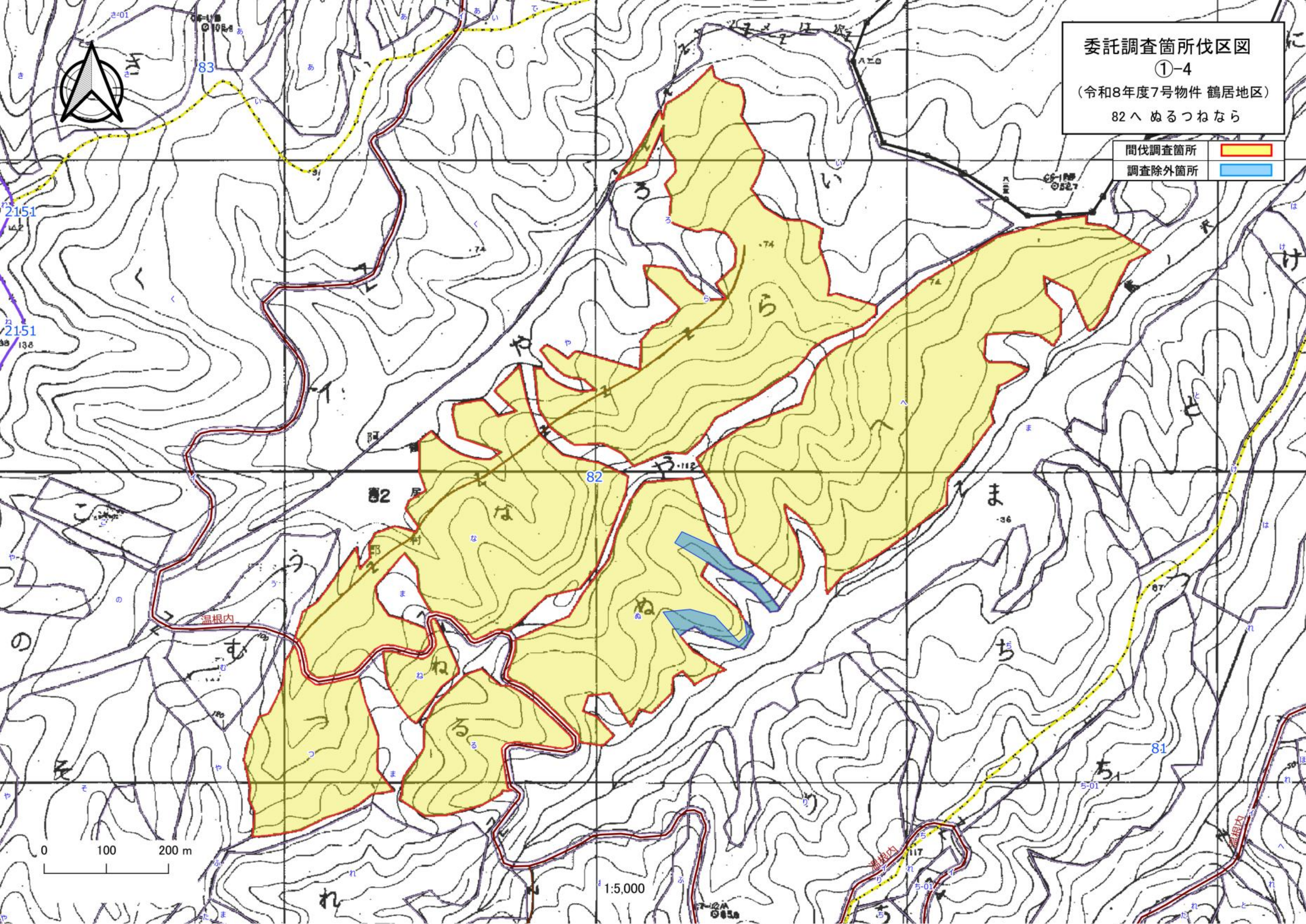
(令和8年度7号物件 鶴居地区)

82へぬるつねなら

間伐調査箇所



調査除外箇所



委託調査箇所伐区図②

(令和8年度7号物件 庶路地区)

11183・111931

間伐調査箇所



調査除外箇所

